JCHO 山梨病院　身体的拘束最小化のための基本方針

1. 基本理念

当院は、患者の尊厳および基本的人権を尊重し、安全で安心できる医療の提供を基本とする。
身体的拘束は、患者の身体的・精神的苦痛を伴い、活動性や回復力の低下を招く可能性があることから、原則として行わない。一方で、患者本人または他者の生命・身体の安全を確保するために、やむを得ず身体的拘束が必要となる場合がある。その際は、切迫性・非代替性・一時性の 3 要件を満たす場合に限り、必要最小限の範囲で実施する。
当院は、多職種協働のもと身体的拘束の最小化に取り組み、患者がその人らしく療養できる環境づくりを推進する。

2. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

1. 身体的拘束は原則禁止とする。
2. 身体的拘束を実施する場合は、緊急やむを得ない場合に限定する。
3. 身体的拘束以外の代替方法を十分に検討する。
4. 実施する場合は、医師の指示のもと必要最小限とし、早期解除に努める。
5. 患者・家族へ十分な説明を行い、理解に努める。
6. 実施中は継続的に観察・評価を行い、定期的に解除の可否を検討する。
7. 身体的拘束最小化に向けた教育・研修を継続的に実施する。

3. 身体的拘束最小化のための体制

当院は、身体的拘束最小化推進のため、以下の体制を整備する。

(1) 身体的拘束最小化チームの設置

多職種で構成する委員会またはチームを設置し、以下を実施する。

- 身体的拘束実施状況の把握
- 事例検討および改善策の検討
- 院内ラウンド
- 指針・マニュアルの整備
- 職員教育および研修の企画
- 再発防止対策の検討

(2) 定期的なカンファレンス

身体的拘束実施患者について、多職種で必要性・代替案・解除可能性を検討する。

(3) 職員教育

全職員を対象に、身体的拘束最小化に関する研修を定期的に実施する。

4. やむを得ず身体的拘束を行う要件

以下の 3 要件をすべて満たす場合に限り、身体的拘束を検討する。

- 切迫性：患者本人または他者の生命・身体に危険がある
- 非代替性：他に代替する方法がない
- 一時性：一時的な対応である

5. 身体的拘束実施時の対応

1. 医師の指示に基づき実施する
2. 実施前に患者・家族へ説明する
3. 実施理由・方法・時間等を診療録へ記録する
4. 実施中は定期的な観察を行う
5. 毎日、解除の可能性を検討する
6. 身体的拘束解除後は振り返りを行い、再発防止に努める

6. 身体的拘束最小化に向けた具体的取り組み

- 環境調整
- 疼痛・不安・せん妄への対応
- コミュニケーションの工夫
- 離床支援
- 転倒予防対策
- 家族との協働
- 認知機能に配慮したケア
- 多職種によるアセスメント

7. 本方針の閲覧

本方針は院内で共有するとともに、患者・家族等が閲覧できるよう院内掲示またはホームページ等で公開する。

院長　石原　司

2026 年 5 月作成